

出資法の上限金利を利息制限法の上限金利以下に引き下げることを求める声明

- 1 金融庁の貸金業制度等に関する懇談会は、4月21日、「懇談会におけるこれまでの議論（座長としての中間整理）」を公表した。これによればみなし弁済規定（貸金業規制法43条）を廃止すべきとの意見で概ね一致し、いわゆる「グレーゾーン」は撤廃して、「利息制限法の上限金利水準に向け、引き下げる方向で検討することが望ましいとの意見が委員の大勢であった」とされている。これを受けて、政府及び与党内で貸金業のあり方の見直し作業がすすめられ、本年度中にも、貸金業規制法や出資法を改正する法案が提出される見通しと伝えられている。
- 2 構造改革路線による弱者切り捨て政策が進められ、所得格差が急激に拡大する中、リストラや給与の切り下げ、中小零細企業の倒産・廃業などを受けて、少なくない国民が高利金融業者を利用せざるを得ない状況に追い込まれている。サラ金等の高利金融業者の利用者は2000万人ともいわれており、そのうち200万人がいわゆる多重債務者となっている。自己破産件数は、2003年の24万2357件をピークとしつつ、依然として20万件前後の高水準を維持している。経済・生活苦による自殺は、2003年度で8897人、2004年度で7947人と驚くべき数字を示している。長期にわたる多重債務状態が家庭内に不和をもたらして離婚や児童虐待等の引き金になったり、あるいは財産犯などの犯罪の原因にもなっている。多重債務問題はきわめて深刻な事態であり、上限金利は一刻も早く引き下げなければならない。
その一方で、高利金融業者は、利息制限法を上回る違法な利息により軒並み空前の増収・増益を謳歌し、銀行等の金融機関も、「貸し渋り」など社会的責任に背く態度をとり続けるのみならず、大手高利金融業者に融資をして利益を挙げてきた。国民から違法・不当に収奪を続けてきた高利金融業者及び銀行の責任、さらには、これを放置してきた政府の責任は重大といわざるを得ない。
- 3 利息制限法に違反する違法な貸金業が放置されてきたのは、刑罰法規である出資法の上限金利と経済法規である利息制限法の上限金利とが異なり（いわゆるグレーゾーン）、みなし弁済規定の存在によって、利息制限法に違反するが出資法に違反せず処罰されない利率での貸付が「合法的」になるとされてきたからである。しかし、一連の最高裁判決は、みなし弁済規定の要件をきわめて厳格に解釈し、利息制限法の例外を許さない立場を明らかにした。利息制限法を超える高利の存在は事実上認められなくなったといっても過言ではない。
したがって、出資法の上限金利を少なくとも利息制限法所定の利率にまで引き下げ、みなし弁済規定を廃止することは、いまや自然の流れである。
また、出資法・利息制限法の脱法行為ともいえるべき保証料の徴求が横行している点に鑑み、こうした脱法行為を厳しく規制する必要がある。さらに、質屋営業や日賦貸金業、電話担保金融における出資法の特例規定についても、もはや高利を容認する合理性は存在しない。これらの廃止も急務である。
- 4 与党内部には、高利金融業者から献金を受けたり、あるいは高利金融業者を買収した外資系企業の意向を受けて、高金利を温存しようとする動きも見られる。しかし、私たち自由法曹団は、多重債務者の被害救済、生活再建に取り組んできた立場から、多重債務者を生み出す高金利を温存する動きは到底容認できない。国民生活を危殆に陥れる高利金融システムを断じてこのままにすることはできないのであり、出資法の上限金利を利息制限法の利率以下に引き下げることを、みなし弁済規定を廃止すること、保証料等の脱法行為を規制すること、出資法の前記特例規定を廃止することを強く求めるものである。

2006年6月20日

自由法曹団 団長 坂本修